資料７

評価項目	７　研究成果の活用に関すること
当センターの状況 （概要）	(1)　研究成果の実用化、事業化の状況 　研究成果の実用化、事業化の状況について、有機ふっ素系化合物に関する研究では、開発した分析法が国内外において公定法採用されるといった成果をあげている。また、クマ類の個体数推定の開発に関する研究では、開発したツキノワグマの生息頭数の推定法が県の第３次鳥獣保護計画（H25.4～H29.3）に採用された。 (2)　研究成果の普及状況 　研究成果の普及状況について、環境分析技術による国際貢献では、大学との研究協力のほか、留学生（タイ）を受け入れての技術指導を行っている。 　また、平成24年７月に当センターが早くから分析技術等の開発に取り組んできた有機ふっ素化合物の世界的な研究者を招聘して「いわて国際環境シンポジウム」を開催し、最新の研究成果や将来展望について、県内外に情報発信した。 　研究成果は年報にとりまとめ、地方衛生研究所、地方環境研究所、共同研究者等に配布している。 (3)　研究成果の知的財産権化、活用の的確性 　研究成果の知的財産化について、当センター職員が関与した特許の出願件数は４件で、うち２件について特許登録を行った。当センターの研究成果としての出願件数は１件となっている。当センターの役割上、特許を積極的に取得することは難しいため、当センターの技術の供与に努めて行く。
評価結果/評価の視点	○総合評価　Ａ（４人）・Ｂ（２人）・Ｃ（０人） ○評価コメント (1) 研究成果の実用化、事業化の状況 ・全体的に良い成果を上げている。 ・事業化が可能な研究成果は、関係機関との連携を強化し積極的に推進すべきである。 ・妥当である。 ・一定の実績を認めるが、さらに一層実績を拡大していただきたい。成果を発表して利用を待つという待ちの姿勢ではなく、実用化に積極的に取組んでいただきたい。 (2) 研究成果の普及状況 ・多くの研究成果は、業務に適切に反映されていると認める。 ・妥当であるが、更なる成果の普及が必要である。 ・良い研究成果があるので、その普及を十分に行なって機関の存在感を高めていただきたい。シンポジウムの開催はその点で評価できる。今後も取組んでいただきたい。 (3) 研究成果の知的財産権化、活用の的確性 ・知的財産化をさらに推進する必要がある。 ・妥当である。 ・特許取得に関する現在の実績、方針は適切だと考える。
センターの対応方針	開発した分析法の公定法採用、環境分析技術による国際貢献、鳥獣保護管理手法など、一定の研究成果の活用を行っていますが、関係機関等や県民に対し研究成果の一層の周知を図り、県民の信頼に応えていきます。